

令和2年10月26日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見について

今般、標記改正案（令和2年9月25日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）」（市場WG報告書を踏まえた改訂）に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	原則5の（注4）	「重要情報シート」（個別商品編）について、準備にかかる期間は商品毎に異なると考えられるが、これらの開始時期を揃えることよりも、整備終了したのから提供した方が顧客便益は大きいと考える。この考え方なども踏まえ、商品毎に整備終了した重要情報シートから順次運用を開始することに問題はないとの理解でよいか。
2	原則5の（注4）	「（省略）複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。」という記載について、重要情報シートは当該資料の1つと考えられるが、本シートの提供方法については、現場での使いやすさに力点を置くなど、各金融機関の創意工夫を持って対応して差し支えないとの理解でよいか。  例えば、外訪により商品説明をする場合、ペーパーレス化の観点から書面交付を行わないとすると、外訪での説明時には重要情報シート等をその場で交付することはできない。そこで外訪時は比較対象となる商品の重要情報シート等をタブレットで見せながら説明し、その後、速やかにお客様あてに電磁的方法で交付する（データそのもののメール送付やURL・QRコードのご案内等）という対応が考えられるが、当該対応に問題はないとの理解でよいか。
3	原則6の（注1） 二つ目の「・」	「具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料含む）と比較しながら行うこと」とされているが、これは、必ずしも当該個別の金融機関が取扱うことができない個別銘柄やETFのようなものまで紹介することが求められるものではなく、「自社」で取り扱っている商品等の範囲内（投信、保険、仕組み預金等）で必要な比較を行うことで充足できるとの理解でよいか。

## 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（一部改正案）」（市場WG報告書を踏まえた適合性原則の明確化等）に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	Ⅲ-2-3-1 適合性原則・誠実公正義務 (1) 主な着眼点 ② イ	「（省略）顧客の資産・収入の状況又は投資目的が変化したことを把握した場合には、それ以降の投資勧誘に際して顧客カード等の登録内容の変更を行うか否かを顧客に確認した上で変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、適切な顧客情報の管理を行っているか。」とあるが、金融機関が顧客の資産・収入の状況又は投資目的が変化したことを把握した場合に、顧客に変更内容・経緯等を確認したうえで、顧客カード等の登録内容の変更を行うか否か当該顧客に確認することなく変更することが妥当であると判断した場合には、顧客に確認することなく登録内容を変更することも、個々の変更案件に応じて許容され得るとの理解でよいか。